

誰もが暮らしやすい社会に

問 障害福祉課 ☎(582)1168 ㊟(581)0203

現在、障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を築くために、さまざまな法律が整備されています。これらの法律の趣旨を理解し、真の共生社会を築いていきましょう。

障害を理由とした差別をなくすために

障害を理由とした不当な差別をなくし、互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会を目指し、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、すべての障害者に対し、行政だけでなく民間事業者など(※)にも「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供(民間事業者は努力義務)」が義務づけられています。

※同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちのことをいい、会社などのほか、ボランティアグループなども含まれます。

不当な差別的取り扱いの禁止とは

障害のある人に対し、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるなどの取り扱いをすることは禁止されています。また、正当な理由がある場合には、その理由を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。

【不当な差別的取り扱いの例】

- ・お店に入ろうとしたら、障害を理由に利用を断られた。
- ・スポーツクラブや習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断られた。

合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、負担になり過ぎない範囲で、障害がある人にとって日常生活や社会生活を送るために障壁となるような社会的障壁を取り除くために対応すること(事業者は、対応に努めること)です。

【合理的な配慮の提供の例】

- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション。
- ・高い所に陳列された商品を取って渡す。

障害者への虐待を防止するために

あなたの周りで、障害のある人への虐待は起こっていませんか。障害のある人への虐待を防ぐため、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されています。

この法律では、行政が障害者への虐待を早期に発見するよう努力することなどのほかに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は誰もが速やかな通報をするよう義務付けています。

虐待を受けた人、虐待を受けているのを見つけた人は一人で悩まず、速やかに下記まで通報してください。

障害者虐待とは

①身体的虐待

殴る、蹴るなどの暴力や体罰などを行ったり、縛ったり過剰な投薬を行って身体の動きを抑制することなど

②放置・放任(ネグレクト)

食事や排せつなどの身の世話をしなかったり、必要な福祉サービスを受けさせずに生活環境や身体・精神状態を悪化させることなど

③心理的虐待

言葉や態度で精神的苦痛を与えることなど

④経済的虐待

本人の同意なく、財産を勝手に使ったり、金銭の使用を理由なく制限することなど

⑤性的虐待

性的な行為を強要することなど

虐待を受けたら・虐待を受けた人を見掛けたら

すぐに下記まで連絡してください。あなたの電話が障害者の命と心を救います。

連絡先

・養護者(家族など)や福祉施設の従業員などから虐待を受けているとき

★障害福祉課

☎(582)1168

㊟(581)0203

★市代表(休日・夜間)

☎(583)2525

・使用者(企業や会社など)から虐待を受けているとき

★県障害者

権利擁護センター

☎(521)1175

㊟(528)4853

または障害福祉課